

自動車輸送統計調査要綱（案）

昭和 3 5 年 4 月 1 日 承 認
 平成 年 月 日 最 終 変 更
 平成 年 月 日 施 行

1 調査の名称

自動車輸送統計調査

2 調査の目的

自動車輸送の実態を明らかにし、我が国の経済政策及び交通政策を策定するための基礎資料を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に規定する貨物自動車運送事業並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業を営む事業所

イ 貨物及び人の輸送の用に供する自動車

ただし、次の自動車は、調査対象の範囲に含めない。

（ア）軽自動車以外の自動車については、自家用自動車（旅客自動車に限る。）及び登録を受けない自動車。軽自動車については、自家用自動車及び検査対象外軽自動車

（イ）駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有自動車

（ウ）輸送統計作成上調査の必要がないと思われる自動車

4 報告を求める者

(1) 数

別表における調査票様式の区分ごとに、次に掲げる数のとおりとする。

ア 第1号様式の1及び第1号様式の2

約2,000事業所（母集団事業所数約15万事業所）

イ 第2号様式 約9,700両（母集団数約637万両）

ウ 第3号様式 約 250両（母集団数約 11万両）

エ 第4号様式 約 500両（母集団数約 27万両）

オ 第3号様式の2 約 800事業所

カ 第3号様式の3 約3,200事業所

キ 第3号様式の4 約 100事業所

(2) 選定の方法（☒全数 ☒無作為抽出 ☐有意抽出）

ア 国土交通大臣は、別表のうち、第1号様式の1の調査票による調査については、自動車運送事業者情報に基づく事業所単位によ

る層化抽出により調査対象の事業所を選定する。

なお、抽出における層は、次のとおりとする。

(ア) 地域別（運輸局）

(イ) 保有車両規模別

また、第1号様式の2の調査票による調査については、第1号様式の1で選定した事業所が保有する自動車のうち、車種別（普通貨物自動車、小型貨物自動車、特種用途自動車及び軽貨物自動車）にそれぞれ自動車登録番号の小さいものから2台選定する。

イ 国土交通大臣は、別表のうち、第2号様式、第3号様式及び第4号様式の調査票による調査については、自動車登録ファイル等に基づく車両単位による層化抽出により調査対象の自動車を選定する。

なお、抽出における層は、次のとおりとし、抽出に当たっては、系統抽出の方法を用いる。

(ア) 地域別（運輸監理部及び運輸支局）

(イ) 業態別（事業用自動車及び自家用自動車）、車種別（普通貨物自動車、小型貨物自動車、特種用途自動車、乗合旅客自動車（事業用自動車に限る。）及び乗用自動車（事業用自動車に限る。））

ウ 国土交通大臣は、別表のうち、第3号様式の2、第3号様式の3及び第3号様式の4の調査票による調査については、すべての事業所を選定する（ただし、乗車定員11人以上の事業用自動車を保有する事業所に限る）。

(3) 報告義務者

ア 別表のうち、第1号様式の1及び第1号様式の2の調査票による調査については、貨物自動車運送事業を営む者とする。

イ 別表のうち、第2号様式、第3号様式及び第4号様式の調査票による調査については、自動車検査証に記載されている自動車の使用者とする。

ウ 別表のうち、第3号様式の2の調査票による調査については、一般乗合旅客自動車運送事業を営む者、第3号様式の3の調査票による調査については、一般貸切旅客自動車運送事業を営む者、第3号様式の4の調査票による調査については、特定旅客自動車運送事業を営む者とする。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 別表のうち、第1号様式の1の調査票による調査については、次のとおりとする。

(ア) 保有車両数

(イ) 走行距離

(ウ) 輸送貨物の品目及び重量

(エ) 前各号に関連する事項

イ 別表のうち、第1号様式の2、第2号様式、第3号様式及び第

4号様式の調査票による調査については、次のとおりとする。

- (ア) 自動車の種類
- (イ) 主な用途（旅客自動車のうち乗車定員11人以上のもの及び貨物自動車のうち事業用自動車に限る。）
- (ウ) 最大積載量又は乗車定員
- (エ) 輸送回数
- (オ) 輸送区間
- (カ) 走行距離
- (キ) 輸送貨物の重量又は輸送人員
- (ク) 輸送貨物の品目（貨物自動車に限る。）
- (ケ) 休車日数
- (コ) 事業の用に供される自動車であるときは、その事業の種類（貨物自動車のうち、自家用自動車に限る。）
- (サ) 前各号に関連する事項

ウ 別表のうち、第3号様式の2、第3号様式の3及び第3号様式の4の調査票による調査については、次のとおりとする。

- (ア) 輸送人員
- (イ) 走行距離
- (ウ) 運行回数
- (エ) 保有車両数
- (オ) 前各号に関連する事項

(2) 基準となる期日又は期間

ア 調査対象自動車1両の調査期間は、貨物自動車については毎月7日間、旅客自動車については毎月3日間とする。

イ 別表のうち、第1号様式の1、第3号様式の2、第3号様式の3及び第3号様式の4の調査票による調査の調査期間は、毎月1か月間とする。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

国土交通省－民間事業者－報告義務者

(2) 調査方法（☐調査員調査 ☒郵送調査 ☒オンライン調査 ☐その他（ ））

ア 調査は、郵送・自計方式により行う。

ただし、別表のうち、第3号様式の2、第3号様式の3及び第3号様式の4の調査票による調査への報告は、国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号）第3条に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

イ 調査票の配布及び回収、照会対応等の業務を民間事業者に委託する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

毎月

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

報告義務者は調査票に所定の事項を記入し、調査の期間満了後15日以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

なお、報告が電子情報処理組織を使用して行われた場合、国土交通省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに調査票が国土交通大臣に提出されたものとみなす。

8 集計事項

集計事項は、別添のとおりとする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

国土交通大臣は、集計の結果をインターネット等を利用して毎月の分については、「自動車輸送統計月報」により、その年度合計分については、「自動車輸送統計年報」によりそれぞれ公表する。

(2) 公表の期日

毎月の分については、調査月経過後2か月以内に、その年度合計分については、調査年度経過後6か月以内にそれぞれ公表する。

10 使用する統計基準

この調査の結果は、自動車輸送の実態を明らかにするため、業態別、車種別等の輸送ごとに表章を行うことから、統計基準を使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票の保存期間は、2年間とする。

(2) 集計表の保存期間は、5年間とする。

(3) 調査票及び集計表を収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）は、永年保存とする。

(4) 調査票及び集計表並びにこれらを収録した電磁的記録は、国土交通大臣が保存する。

12 立入検査等の対象とすることができる事項

当該事項なし

附則

別表

調査票様式の区分別調査対象の範囲

調査票様式	調査対象の範囲	
	属性	自動車の種別
第1号様式の1 第1号様式の2	事業所及び 貨物自動車	貨物自動車運送事業を営む事業所に保有されている事業用自動車
第2号様式	貨物自動車	自家用自動車 (登録自動車のうち貨物自動車に限る。)
第3号様式	旅客自動車	①一般乗合旅客自動車運送事業 ②一般貸切旅客自動車運送事業 ③特定旅客自動車運送事業 を営む事業所に保有されている乗車定員11人以上の事業用自動車
第4号様式	旅客自動車	①一般乗合旅客自動車運送事業 ②一般乗用旅客自動車運送事業 ③特定旅客自動車運送事業 を営む事業所に保有されている乗車定員10人以下の事業用自動車
第3号様式の2	事業所	一般乗合旅客自動車運送事業を営む事業所に保有されている乗車定員11人以上の事業用自動車
第3号様式の3	事業所	一般貸切旅客自動車運送事業を営む事業所に保有されている乗車定員11人以上の事業用自動車
第3号様式の4	事業所	特定旅客自動車運送事業を営む事業所に保有されている乗車定員11人以上の事業用自動車

自動車輸送統計調査の月次及び年次についての集計事項は次のとおりとする。

1 総括表

- (1) 輸送トン数の推移
- (2) 輸送トンキロの推移
- (3) 輸送人員の推移
- (4) 輸送人キロの推移

2 貨物輸送

- 2－1 貨物輸送量
- 2－2 地方運輸局別・業態別・車種別輸送トン数
- 2－3 地方運輸局別・業態別・車種別輸送トンキロ
- 2－4 地方運輸局別・業態別・車種別能力トンキロ
- 2－5 6 大都府県別・業態別・車種別輸送トン数
- 2－6 6 大都府県別・業態別・車種別輸送トンキロ
- 2－7 業態別・車種別・品目別輸送トン数
- 2－8 地方運輸局別・品目別輸送トン数

3 旅客輸送

- 3－1 旅客輸送量
- 3－2 地方運輸局別・車種別輸送人員
- 3－3 地方運輸局別・車種別輸送人キロ
- 3－4 地方運輸局別・車種別能力人キロ
- 3－5 6 大都府県別・車種別輸送人員
- 3－6 6 大都府県別・車種別輸送人キロ
- 3－7 営業用バス（乗合・貸切）都道府県別輸送量